6　肢体不自由児療護施設において心理指導を行う必要があると認められる児童五人以上に心理指導を行う場合には、心理指導担当職員を置かなければならない。

7　肢体不自由児療護施設の心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

第七十一条第一項中「生活指導」の下に「、学習指導」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、肢体不自由児通園施設については、学習指導を行わないことができる。

第七十四条第二号中「五人」を「四人」に、「三・三平方メートル」を「四・九五平方メートル」に改め、同条第四号に次のただし書を加える。

ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。

第七十五条第一項中「心理療法を担当する職員」を「心理療法担当職員」に改め、「看護師」の下に「、個別対応職員、家庭支援専門相談員」を加え、「あつては、」を「あつては」に改め、同条第三項中「心理療法を担当する職員」を「心理療法担当職員」に、「心理学を修め学士と称することを得る」を「、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した」に、「心理学に」を「、心理学に」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「心理療法を担当する職員」を「心理療法担当職員」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、情緒障害児短期治療施設において児童の指導に五年以上従事した者又は法第十三条第二項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

第七十六条第一項中「できるように」の下に「することを目的として」を加え、同条第二項中「の長は、前項の目的を達成するため」を「における家庭環境の調整は」に、「性質」を「状態」に、「その家庭環境の調整を」を「親子関係の再構築等が図られるように」に改める。

第七十九条第二項中「第四十一条」の下に「（第二号ただし書を除く。）」を加える。

第八十条第一項中「又は嘱託医」の下に「、個別対応職員、家庭支援専門相談員」を加え、同条第三項を同条第六項とし、同条第二項中「職業指導」を「実習設備を設けて職業指導」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2　家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童自立支援施設において児童の指導に五年以上従事した者又は法第十三条第二項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

3　心理療法を行う必要があると認められる児童十人以上に心理療法を行う場合には、心理療法担当職員を置かなければならない。

4　心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学の学部で、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する一年以上の経験を有するものでなければならない。

第八十一条第二号中「となる」を「の」に改め、同条第四号イ中「児童福祉事業」の下に「（国、都道府県、指定都市又は児童相談所設置市の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）」を加える。

第八十二条第二号中「となる」を「の」に改め、同条第四号中「学部で」の下に「、社会福祉学」を加え、同条第五号及び第六号中「おいて」の下に「、社会福祉学」を加える。

第八十三条第二号中「となる」を「の」に改める。

第八十四条第一項中「しなければ」を「して行わなければ」に改め、同条第三項中「第四十四条及び第四十五条」を「第四十五条（第二項を除く。）」に改める。

第二条　児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の三十三第二項第二号中「又は拘禁」を「、拘禁、疾病による病院への入院」に改める。

第六条第十三号及び第二十五条の二十八第二項第六号中「第二十一条第三項」を「第二十一条第三項及び第四項」に改める。

第三十五条を次のように改める。

第三十五条　法第十二条の四の規定による児童を一時保護する施設の設備及び運営については、児童養護施設に係る児童福祉施設最低基準の規定（家庭支援専門相談員に係る部分及び同令第四十二条第六項ただし書を除く。）を準用する。この場合において、同条第一項ただし書中「ただし」とあるのは「ただし、児童十人以下を一時保護する施設にあつては個別対応職員を」と、同条第三項中「心理療法を行う必要があると認められる児童十人以上」とあるのは「一時保護する児童」と読み替えるものとする。

第三十六条の九第二号中「三・三平方メートル」を「四・九五平方メートル」に改める。

第三十六条の三十八第二項中「及び第三項」を「、第三項及び第五項」に、「及び第三項から第五項まで」を「、第三項及び第四項」に改め、同項の表中第十一条第三項の項の次に次のように加える。

第十一条第五項	児童福祉施設	家庭的保育事業を行う市町村

第三十六条の三十八第二項の表第十二条第一項の項中「第五項」を「第四項」に改め、同表第十二条第三項の項を削り、同表第十二条第四項の項中「第十二条第四項」を「第十二条第三項」に改め、同表第十二条第五項の項中「第十二条第五項」を「第十二条第四項」に改める。

第三十六条の四十一第三項第四号中「第三十四条の十九第一項各号」の下に「（養育里親希望者の同居人にあつては、同項第一号を除く。）」を加える。

第三十六条の四十三第一項第二号中「第三十四条の十九第一項第一号」に改め、同項第三号中「法第三十四条の十九第二号から第四号まで」を「本人又はその同居人が法第三十四条の十九第一項第二号から第四号までのいずれか」に改める。

（婦人保護施設の設備及び運営に関する最低基準の一部改正）

第三条　婦人保護施設の設備及び運営に関する最低基準（平成十四年厚生労働省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第十条第四項第一号イ中「三・三平方メートル」を「四・九五平方メートル」に改める。

（児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第四条　児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「指定第二種自閉症児施設を除く。」の下に「次項及び」を加え、同項第二号イに次のただし書を加える。

ただし、三十人以下の障害児を入所させる施設にあっては、更に一以上を加えるものとする。

第三条第二項中「前項各号」を「第一項各号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項各号に掲げる従業者のほか、指定知的障害児施設において、心理指導を行う必要があると認められる障害児五人以上に心理指導を行う場合には心理指導担当職員を、職業指導を行う場合には職業指導員を置かなければならない。

第五条第一項第四号イに次のただし書を加える。

ただし、三十人以下の障害児を入所させる施設にあっては、更に一以上を加えるものとする。

第五条第二項中「前項各号」を「第一項各号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項各号に掲げる従業者のほか、指定第二種自閉症児施設において、心理指導を行う必要があると認められる障害児五人以上に心理指導を行う場合には心理指導担当職員を、職業指導を行う場合には職業指導員を置かなければならない。

第六条第二項第一号中「十五人」を「四人」に改め、同項第二号中「三・三平方メートル」を「四・九五平方メートル」に改め、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　前二号の規定にかかわらず、乳幼児のみの一の居室の定員は、六人以下とし、一人当たりの床面積は、三・三平方メートル以上とすること。